

○船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行
附属書 F 整備基準等	附属書 F 整備基準等
9. VHF デジタル選択呼出装置整備基準	9. VHF デジタル選択呼出装置整備基準
9.1～9.2.3 (略)	9.1～9.2.3 (略)
9.2.4 送信装置の効力試験 -1. (略) -2. チャンネル 70 による送信試験 <u>当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員</u> の立会いのもとに、チャンネル 70 において通信範囲内にある海岸局又は船舶局へ DSC メッセージを送信できることを確認する。	9.2.4 送信装置の効力試験 -1. (略) -2. チャンネル 70 による送信試験 <u>通信士</u> の立会いのもとに、チャンネル 70 において通信範囲内にある海岸局又は船舶局へ DSC メッセージを送信できることを確認する。
9.2.5～9.3 (略)	9.2.5～9.3 (略)
11. デジタル選択呼出装置整備基準	11. デジタル選択呼出装置整備基準
11.1～11.2.3 (略)	11.1～11.2.3 (略)
11.2.4 送信装置の効力試験 -1. (略) -2. 送信試験 <u>当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員</u> の立会いのもとに通信範囲内にある海岸局又は船舶局に DSC メッセージを送信できることを確認する。	11.2.4 送信装置の効力試験 -1. (略) -2. 送信試験 <u>通信士</u> の立会いのもとに通信範囲内にある海岸局又は船舶局に DSC メッセージを送信できることを確認する。

改正案	現行
11.2.5～11.3 (略)	11.2.5～11.3 (略)
13. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準	13. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準
13.1～13.2.1 (略)	13.1～13.2.1 (略)
<p>13.2.2 自動離脱装置の点検</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 装置のフックに適当な荷重をかけた状態で水深相当の圧力(2.0～4.0m の水深に相当する圧力を標準とする。)を<u>ダイヤフラム</u>に与え、設定水深で作動することを確認する。<u>又は、自動離脱装置の水圧センサーの有効期限が6ヶ月以上残っていることを確認する。</u></p>	<p>13.2.2 自動離脱装置の点検</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 装置のフックに適当な荷重をかけた状態で水深相当の圧力(2.0～4.0m の水深に相当する圧力を標準とする。)を<u>グ</u>イヤフラムに与え、設定水深で作動することを確認する。</p>
13.2.3 (略)	13.2.3 (略)
<p>13.2.4 <u>発射電波等</u>の点検</p> <p>-1. <u>セルフテストモードによる発射電波を利用して点検する場合を除き</u>、次の事項に留意して点検の準備を行う。(船内シールドルームで点検を行う場合は、「GMDSS 無線設備の船上における検査等のためのガイドライン」の要件にも注意すること)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>-2. 衛星利用非常用位置指示装置について次の区分により点検を行う。</p> <p>(1) 定期検査<u>及び旅客船の第1種中間検査</u>の時期に行う点検</p>	<p>13.2.4 <u>シールドルーム(電波しゃ蔽室)内</u>での点検</p> <p>-1. 次の事項に留意して点検の準備を行う。(船内シールドルームで点検を行う場合は、「GMDSS 無線設備の船上における検査等のためのガイドライン」の要件にも注意すること)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>-2. 衛星利用非常用位置指示装置について次の区分により点検を行う。</p> <p>(1) 定期検査、<u>第1種中間検査及び第2A種中間検査</u>の時期に行う点検</p>

改正案	現行
<p>約 20 分の間測定を行い、以下の項目について確認する。</p> <p>1) 406MHz 帯の場合</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 搬送波の周波数許容偏差(Fo)が、 <u>406.025/406.028/406.037/406.04MHz</u>±5kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(c)～(d) (略)</p> <p>(e) データ送信時間(Ce)が短メッセージの場合には、 440ms±1%(435.6～444.4ms)、長メッセージの場合には 520ms±1%(514.8～525.2ms)の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(f) (略)</p> <p>2) (略)</p> <p>(2) <u>第 1 種中間検査(旅客船を除く。)</u> 及び<u>第 2 種中間検査</u>の時期に行う点検 <u>(第 2 種中間検査にあつては、セルフテストモードによる発射電波を利用しない場合に限る。)</u></p> <p><u>406MHz 帯の電波に対し、</u>約 5 分間測定を行い、以下の項目について確認する。</p> <p><u>1)</u> 送信電力(Power)が、5W±2dB(3.15～7.9W,35～39dBm)の範囲内にあることを確認する。(本項目に限りアンテナが取り外せるものにあつては、アンテナを外し試験器と同軸ケーブルで結合の上点検を行う。なお、アンテナが取り外せないものにあつては、測定用アンテナカップラーを介して測定す</p>	<p>約 20 分の間測定を行い、以下の項目について確認する。</p> <p>1) 406MHz 帯の場合</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 搬送波の周波数許容偏差(Fo)が、 <u>406.025MHz/406.028MHz</u>±5kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(c)～(d) (略)</p> <p>(e) データ送信時間(Ce)が短メッセージの場合には、 440ms±1%(435.6～444ms)、長メッセージの場合には 520ms±1%(514.8～525.2ms)の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(f) (略)</p> <p>2) (略)</p> <p>(2) <u>第 2B 種中間検査</u>の時期に行う点検</p> <p>約 5 分間測定を行い、以下の項目について確認する。</p> <p><u>1) 406MHz 帯の場合</u></p> <p><u>(a)</u> 送信電力(Power)が、5W±2dB(3.15～7.9W,35～39dBm)の範囲内にあることを確認する。(本項目に限りアンテナが取り外せるものにあつては、アンテナを外し試験器と同軸ケーブルで結合の上点検を行う。なお、アンテナが取り外せないものにあつては、測定用アンテナカップラーを介して測定す</p>

改正案	現行
<p>る。この場合、送信電力は 24dBm～32dBm の範囲内であることを確認する。)</p> <p>2) 搬送波の周波数許容偏差(Fo)が、 <u>406.025/406.028/406.037/406.04MHz</u>±5kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>3) 送信の周期(Tr)が、50 秒±5%(47.5～52.5s)の範囲内にあることを確認する。</p> <p>4) 搬送波の無変調送信時間の無変調送信時間(Cpp)が概ね 160ms±1%(158.4～161.6ms)の範囲内にあることを確認する。</p> <p>5) データ送信時間(Ce)が短メッセージの場合には、440ms±1%(435.6～444.4ms)、長メッセージの場合には 520ms±1%(514.8～525.2ms)の範囲内にあることを確認する。</p> <p>6) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯することを確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、</p> <p>(a) 1)～5)の各項目については、各送信回における測定値の平均値を記入すること。</p> <p>(b) 印字記録(いずれか 1 回の送信についての記録)を所定の箇所に添付すること。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) データ送信時間(Ce)が短メッセージの場合には、440ms±1%(435.6～444.4ms)、長メッセージの場合には 520ms±1%(514.8～525.2ms)の範囲内にあることを確認する。</p>	<p>る。この場合、送信電力は 24dBm～32dBm の範囲内であることを確認する。)</p> <p>(b) 搬送波の周波数許容偏差(Fo)が、 <u>406.025MHz/406.028MHz</u>±5kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(c) 送信の周期(Tr)が、50 秒±5%(47.5～52.5s)の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(d) 搬送波の無変調送信時間の無変調送信時間(Cpp)が概ね 160ms±1%(158.4～161.6ms)の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(e) データ送信時間(Ce)が短メッセージの場合には、440ms±1%(435.6～444ms)、長メッセージの場合には 520ms±1%(514.8～525.2ms)の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(f) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯することを確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、</p> <p>(i) (a)～(e)の各項目については、各送信回における測定値の平均値を記入すること。</p> <p>(ii) 印字記録(いずれか 1 回の送信についての記録)を所定の箇所に添付すること。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) データ送信時間(Ce)が短メッセージの場合には、440ms±1%(435.6～444ms)、長メッセージの場合には 520ms±1%(514.8～525.2ms)の範囲内にあることを確認する。</p>

改正案	現行
<p>(f) (略)</p> <p><u>(3) 第2種中間検査の時期に行う点検（セルフテストモードによる発射電波を利用する場合に限る。）</u></p> <p><u>当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員の立会いのもと、EPIRBのセルフテストモードにより発射された406MHz帯の電波に対し、以下の項目について確認する。確認にあたっては、アンテナを外してEPIRBと試験器を同軸ケーブルで結合の上、船内で点検を行うことにより、電波の漏洩低減に努めることとし、また、みだりに電波の発射が行われないよ</u></p>	<p>(f) (略)</p> <p><u>2) 121.5MHzの場合</u></p> <p><u>(a) 搬送波の周波数許容偏差(Fo)が、121.5MHz±50×10⁻⁶の範囲内にあることを確認する。</u></p> <p><u>(b) 尖頭実効輻射電力(PERP)が50mW±3dB(25~100mW,14~20dBm)の範囲内であることを確認する。本項目は、測定器により尖頭電力(PEP)を測定し、次式により尖頭実効輻射電力(PERP)を算出する。(測定は、アンテナを取り外し、試験器と同軸ケーブルで接続して行う。なお、アンテナが取り外せないものにあつては、専用の測定用アンテナカップラーを介して尖頭電力(PEP)を測定し、10~18dBmの範囲内にあることを確認する。)</u></p> <p><u>PERP(dB)=PEP(dB)+アンテナ相対利得(dB)</u></p> <p><u>(c) 高い方から低い方へ、低い方から高い方へ変化する低周波の変調音を受信機により確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、各送信回における測定値の平均値を記入すること。</u></p>

改正案	現行
<p><u>う、セルフテストモードの操作は最低限に抑えること。</u></p> <p><u>1) 送信電力(Power)が、5W±2dB(3.15～7.9W, 35～39dBm)の範囲内にあることを確認する。</u></p> <p><u>2) 搬送波の周波数許容偏差(Fo)が、406.025/406.028/406.037/406.04MHz±5kHzの範囲内にあることを確認する。</u></p> <p><u>3) 搬送波の無変調送信時間の無変調送信時間(Cpp)が概ね160ms±1%(158.4～161.6ms)の範囲内にあることを確認する。</u></p> <p><u>4) データ送信時間(Ce)が短メッセージの場合には、440ms±1%(435.6～444.4ms)、長メッセージの場合には520ms±1%(514.8～525.2ms)の範囲内にあることを確認する。</u></p> <p><u>5) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯することを確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、印字記録を所定の箇所に添付すること。</u></p> <p>-3. (略)</p> <p>-4. <u>-2.(3)による点検を行う場合を除き、</u>海水センサー装置のある衛星利用非常用位置指示装置については、次により作動することを確認すること。</p> <p>海水センサーの両端子をリード線等でショートさせ、表示灯が点滅すること及びショートを解除したときに表示灯の点滅が停止することを確認する。</p>	<p>-3. (略)</p> <p>-4. 海水センサー装置のある衛星利用非常用位置指示装置については、次により作動することを確認すること。</p> <p>海水センサーの両端子をリード線等でショートさせ、表示灯が点滅すること及びショートを解除したときに表示灯の点滅が停止することを確認する。</p>
<p>13.3 (略)</p>	<p>13.3 (略)</p>

改正案	現行																																																																																								
<p>13.4 整備記録の作成等 (略)</p> <p>極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備記録 衛星非常用位置指示無線標識試験成績表 浮揚式簡易型航海情報記録装置整備記録 浮揚式簡易型航海情報記録装置試験成績表</p> <table border="1" data-bbox="246 526 1064 909"> <tr> <td>船名</td> <td>免許番号</td> <td>測定年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">装置</td> </tr> <tr> <td>測定項目</td> <td>最終条件等</td> <td>測定結果</td> <td>判定</td> </tr> <tr> <td>周波数偏差</td> <td>406.025/406.028/406.037/406.04MHz ± 5kHz以下</td> <td>kHz</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>空中線電力</td> <td>5W ± 2dB以内 (3.15から7.9W、35～39dBm)</td> <td>W, dBm</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>送信繰り返し周期</td> <td>50s ± 5%以内 (47.5～52.5s)</td> <td>s</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>伝送速度</td> <td>400bps ± 1%以内(396～404bps)</td> <td>bps</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>無変調送信時間</td> <td>160ms ± 1%以内(158.4～161.6ms)</td> <td>ms</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>信号1パーストのデータ送出時間</td> <td>短メッセージ(112bit) 440ms ± 1%以内</td> <td>ms</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長メッセージ(144bit) 520ms ± 1%以内(可能機のみ)</td> <td>ms</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>識別符号(MMSD)</td> <td>国別コード(指定:) 符号(指定:)</td> <td></td> <td>適否</td> </tr> </table> <p>注: 小型船舶用装置は、網掛け部分「 」の項目は適用しない。</p>	船名	免許番号	測定年月日	平成 年 月 日	装置				測定項目	最終条件等	測定結果	判定	周波数偏差	406.025/406.028/406.037/406.04MHz ± 5kHz以下	kHz	適否	空中線電力	5W ± 2dB以内 (3.15から7.9W、35～39dBm)	W, dBm	適否	送信繰り返し周期	50s ± 5%以内 (47.5～52.5s)	s	適否	伝送速度	400bps ± 1%以内(396～404bps)	bps	適否	無変調送信時間	160ms ± 1%以内(158.4～161.6ms)	ms	適否	信号1パーストのデータ送出時間	短メッセージ(112bit) 440ms ± 1%以内	ms	適否		長メッセージ(144bit) 520ms ± 1%以内(可能機のみ)	ms	適否	識別符号(MMSD)	国別コード(指定:) 符号(指定:)		適否	<p>13.4 整備記録の作成等 (略)</p> <p>極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備記録 衛星非常用位置指示無線標識試験成績表 浮揚式簡易型航海情報記録装置整備記録 浮揚式簡易型航海情報記録装置試験成績表</p> <table border="1" data-bbox="1135 526 1953 909"> <tr> <td>船名</td> <td>免許番号</td> <td>測定年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">装置</td> </tr> <tr> <td>測定項目</td> <td>最終条件等</td> <td>測定結果</td> <td>判定</td> </tr> <tr> <td>周波数偏差</td> <td>406.025/406.028/406.037MHz ± 5kHz以下</td> <td>kHz</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>空中線電力</td> <td>5W ± 2dB以内 (3.15から7.9W、35～39dBm)</td> <td>W, dBm</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>送信繰り返し周期</td> <td>50s ± 5%以内 (47.5～52.5s)</td> <td>s</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>伝送速度</td> <td>400bps ± 1%以内(396～404bps)</td> <td>bps</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>無変調送信時間</td> <td>160ms ± 1%以内(158.4～161.6ms)</td> <td>ms</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>信号1パーストのデータ送出時間</td> <td>短メッセージ(112bit) 440ms ± 1%以内</td> <td>ms</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長メッセージ(144bit) 520ms ± 1%以内(可能機のみ)</td> <td>ms</td> <td>適否</td> </tr> <tr> <td>識別符号(MMSD)</td> <td>国別コード(指定:) 符号(指定:)</td> <td></td> <td>適否</td> </tr> </table> <p>注: 小型船舶用装置は、網掛け部分「 」の項目は適用しない。</p>	船名	免許番号	測定年月日	平成 年 月 日	装置				測定項目	最終条件等	測定結果	判定	周波数偏差	406.025/406.028/406.037MHz ± 5kHz以下	kHz	適否	空中線電力	5W ± 2dB以内 (3.15から7.9W、35～39dBm)	W, dBm	適否	送信繰り返し周期	50s ± 5%以内 (47.5～52.5s)	s	適否	伝送速度	400bps ± 1%以内(396～404bps)	bps	適否	無変調送信時間	160ms ± 1%以内(158.4～161.6ms)	ms	適否	信号1パーストのデータ送出時間	短メッセージ(112bit) 440ms ± 1%以内	ms	適否		長メッセージ(144bit) 520ms ± 1%以内(可能機のみ)	ms	適否	識別符号(MMSD)	国別コード(指定:) 符号(指定:)		適否
船名	免許番号	測定年月日	平成 年 月 日																																																																																						
装置																																																																																									
測定項目	最終条件等	測定結果	判定																																																																																						
周波数偏差	406.025/406.028/406.037/406.04MHz ± 5kHz以下	kHz	適否																																																																																						
空中線電力	5W ± 2dB以内 (3.15から7.9W、35～39dBm)	W, dBm	適否																																																																																						
送信繰り返し周期	50s ± 5%以内 (47.5～52.5s)	s	適否																																																																																						
伝送速度	400bps ± 1%以内(396～404bps)	bps	適否																																																																																						
無変調送信時間	160ms ± 1%以内(158.4～161.6ms)	ms	適否																																																																																						
信号1パーストのデータ送出時間	短メッセージ(112bit) 440ms ± 1%以内	ms	適否																																																																																						
	長メッセージ(144bit) 520ms ± 1%以内(可能機のみ)	ms	適否																																																																																						
識別符号(MMSD)	国別コード(指定:) 符号(指定:)		適否																																																																																						
船名	免許番号	測定年月日	平成 年 月 日																																																																																						
装置																																																																																									
測定項目	最終条件等	測定結果	判定																																																																																						
周波数偏差	406.025/406.028/406.037MHz ± 5kHz以下	kHz	適否																																																																																						
空中線電力	5W ± 2dB以内 (3.15から7.9W、35～39dBm)	W, dBm	適否																																																																																						
送信繰り返し周期	50s ± 5%以内 (47.5～52.5s)	s	適否																																																																																						
伝送速度	400bps ± 1%以内(396～404bps)	bps	適否																																																																																						
無変調送信時間	160ms ± 1%以内(158.4～161.6ms)	ms	適否																																																																																						
信号1パーストのデータ送出時間	短メッセージ(112bit) 440ms ± 1%以内	ms	適否																																																																																						
	長メッセージ(144bit) 520ms ± 1%以内(可能機のみ)	ms	適否																																																																																						
識別符号(MMSD)	国別コード(指定:) 符号(指定:)		適否																																																																																						
<p>14. レーダー・トランスポンダー整備基準</p>	<p>14. レーダー・トランスポンダー整備基準</p>																																																																																								
<p>14.1～14.2.1 (略)</p>	<p>14.1～14.2.1 (略)</p>																																																																																								
<p>14.2.2 シールドルーム(電波遮蔽室)内での点検(ただし、-2.(2)による点検にあつては、-1.の規定に関わらず、当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員の立会いのもとに本船上で行ってもよい。)</p> <p>-1. (略)</p>	<p>14.2.2 シールドルーム(電波遮蔽室)内での点検(ただし、第2B種中間検査の時期に行う点検にあつては、通信士の立会いのもとに本船上で行ってもよい。)</p> <p>-1. (略)</p>																																																																																								

改正案	現行
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>-2. レーダー・トランスポンダーについて次の区分により点検を行う。</p> <p>(1) 定期検査<u>及び旅客船の第1種中間検査</u>の時期に行う点検</p> <p>(a) レーダー・トランスポンダーを手動で起動させ、起動させたとき待ち受け状態を示すランプが表示すること、<u>また、停止させたときはその表示が消滅すること(自動起動できるものにあつては、自動起動により待ち受け状態を示すランプが表示すること。)</u>を確認する。</p> <p>(b)～(h) (略)</p> <p>(2) <u>第1種中間検査(旅客船を除く。)</u>及び<u>第2種中間検査</u>の時期に行う点検</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 応答表示</p> <p>(i)～(iii) (略)</p> <p><u>上記(i)～(iii)の点検を当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員の立会いのもとに本船上で行う場合にあつては、試験信号の照射に代え、自船レーダーの空中線が見える位置で20メートルから100メートル離れた場所に本体を置き、レーダーの観測者と連絡を取りながら、レーダー</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) レーダー・トランスポンダーを手動で起動させ、起動したとき待ち受け状態を示すランプが表示すること、また、停止させたときはその表示が消滅すること(自動起動できるものにあつては、自動起動により待ち受け状態を示すランプが表示すること。)</u>を確認する。</p> <p>-2. レーダー・トランスポンダーについて次の区分により点検を行う。</p> <p>(1) 定期検査、<u>第1種中間検査及び第2A種中間検査</u>の時期に行う点検</p> <p>(a) レーダー・トランスポンダーを手動で起動させ、起動させたとき待ち受け状態を示すランプが表示すること。<u>また、停止させたときはその表示が消滅すること。(自動起動できるものにあつては、自動起動により待ち受け状態を示すランプが表示すること。)</u>を確認する。</p> <p>(b)～(h) (略)</p> <p>(2) <u>第2B種中間検査</u>の時期に行う点検</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 応答表示</p> <p>(i)～(iii) (略)</p>

改正案	現行
<p><u>の空中線が二回旋回する時間以内で本体の電源を入れて行うことにより、各(i)～(iii)の応答の確認を行うこと。</u></p>	
<p>14.3～14.4 (略)</p>	<p>14.3～14.4 (略)</p>
<p>15. 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置整備基準</p>	<p>15. 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置整備基準</p>
<p>15.1～15.2.1 (略)</p>	<p>15.1～15.2.1 (略)</p>
<p>15.2.2 シールドルーム(電波遮蔽室)内での点検(ただし、中間検査の時期に行う点検にあつては、<u>当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員</u>の立会いのもとに本船上で行ってもよい。)</p> <p>-1.～-2. (略)</p>	<p>15.2.2 シールドルーム(電波遮蔽室)内での点検(ただし、中間検査の時期に行う点検にあつては、<u>通信士</u>の立会いのもとに本船上で行ってもよい。)</p> <p>-1.～-2. (略)</p>
<p>15.3～15.4 (略)</p>	<p>15.3～15.4 (略)</p>
<p>附属書 G 経年劣化する設備の検査の方法</p>	<p>附属書 G 経年劣化する設備の検査の方法</p>
<p>1. この附属書は、次の経年劣化する設備に適用する。</p> <p>-1.～-2. (略)</p> <p>-3. <u>GMDSS 設備(衛星利用非常用位置指示装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置)の電池及び衛星利用非常用位置指示装置の自動離脱装置の水圧センサー(有効期限が設定されているものに限る。)</u></p>	<p>1. この附属書は、次の経年劣化する設備に適用する。</p> <p>-1.～-2. (略)</p> <p>-3. GMDSS 設備(<u>イーパーブ、レーダートランスポンダー</u>、持運び式双方向無線電話)の電池</p>

改正案	現行
<p>2. 経年劣化する設備の検査については次によること。</p> <p>2.1～2.2 (略)</p> <p>2.3 上記に加え、次に掲げるものについては次の検査の方法によること。</p> <p>-1.～-4. (略)</p> <p>-5. <u>衛星利用非常用位置指示装置及びレーダー・トランスポンダーの電池並びに衛星利用非常用位置指示装置の自動離脱装置の水圧センサー</u>(サービスステーションによる取替)</p> <p>(a) 有効期限が6ヶ月未満は新替えること。</p> <p>(b) 6ヶ月以上残っているものについては、今回新替えるか、有効期限が切れた時点で新替えるか、船主が判断し、今回新替えない場合は、検査手帳に有効期限が切れるまでに新替えし、船舶検査手帳の保守の記録に記載することを指示する。 なお、検査前の打ち合わせにおいて、前回の整備記録で有効期限を確認し、今回新替えるのかを打ち合わせしておくこと。</p> <p>-6.～-7. (略)</p>	<p>2. 経年劣化する設備の検査については次によること。</p> <p>2.1～2.2 (略)</p> <p>2.3 上記に加え、次に掲げるものについては次の検査の方法によること。</p> <p>-1.～-4. (略)</p> <p>-5. <u>イーパープ、レーダートランスポンダーの電池</u>(サービスステーションによる取替)</p> <p>(a) 有効期限が6ヶ月未満は新替えること。</p> <p>(b) 6ヶ月以上残っているものについては、今回新替えるか、有効期限が切れた時点で新替えるか、船主が判断し、今回新替えない場合は、検査手帳に有効期限が切れるまでに新替えし、船舶検査手帳の保守の記録に記載することを指示する。 なお、検査前の打ち合わせにおいて、前回の整備記録で<u>電池の</u>有効期限を確認し、今回新替えるのかを打ち合わせしておくこと。</p> <p>-6.～-7. (略)</p>